

令和 4 年 10 月 3 日

広島地方裁判所民事第 3 部合 3 ア係 御中

陳述書

(氏名) 山田 雄一 

- 1 私は、三ツ輪エアサービス株式会社（以下「当社」といいます。）釧路空港営業所の課長代理を務めており、釧路空港において、カウンター、手荷物受託、保安検査場、ゲート業務等の旅客一般業務に関する指示を行なう旅客責任者及び運航業務を担当するステーションコントローラーとして勤務しています。
- 2 令和 4 年 2 月 6 日、被告株式会社 A I R D O（以下「被告 A I R D O」といいます。）が運航する航空便（A I R D O 7 2 便、午前 9 時 5 0 分 釧路空港発、羽田空港行。以下「本件航空機」といいます。）に原告と高橋清隆氏（以下「高橋氏」とい、原告と合わせて以下「原告ら」といいます。）が搭乗しましたが、機内における警察官と原告らのやりとりや、私が当日の旅客責任者として原告らの搭乗を拒否する判断をしたこと等について、以下述べます。
- 3 私は、当日、午前 9 時 4 0 分頃に出社したところ、当社の他の従業員らから、ノーマスク活動を行っている旅客 2 名について、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を

伴う場合に該当するものとして、本件航空機への搭乗を認めたとの話を聞きました。その後、当社のゲート係員を通じて、本件航空機のチャーターパーサーである久保田智恵美氏（以下「久保田乗務員」といいます。）から、ノーマスク活動をしていることは、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当しないのではないか、ついてはこれらの旅客について、当社の旅客責任者において対応頂きたい旨の要請があるとの連絡が、私のいる旅客事務所にありました。

4 被告AIRD Oの内規上、航空機の乗降口が閉ざされる前の時点では、被告AIRD Oの国内旅客運送約款（乙1。以下「約款」といいます。）に基づく旅客の搭乗の可否の最終判断は、搭乗地の空港の旅客責任者が実施することとされています（乙11・第6項。なお、乙11号証における「旅客デスクコンロラー」とは、上記「搭乗地の空港の旅客責任者」をいいます。）。このため、私は、羽田空港在勤の被告AIRD Oの運航便に係る旅客責任者（以下「在羽田旅客責任者」といいます。）に連絡をとり、本件のような場合に、「精神的な苦痛」があると解釈されるかについて確認したところ、在羽田旅客責任者も久保田乗務員と同じく、「精神的な苦痛」がある場合には該当しないとの見解でした。私は、この見解を踏まえ、当該旅客がノーマスク活動をしていることは、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」に該当しないと判断し、当該旅客にマスク等の着用を求める必要があると考えました。

5 もつとも、当該旅客がノーマスク活動をしていることや、対応していた当社の従業員らから聞いたこれままでの経緯等を踏まえると、当該旅客は、マスク等の着用に応じないことが予想され、約款第14条に基づき搭乗拒否になる可能性のみならず、その際にトラブルとなる可能性もあ

るものと思われました。このため、私は、北海道警察釧路方面釧路警察署の空港警備派出所に電話し、マスクを着用しない旅客が航空機に搭乗したこと、今後の状況によっては臨場して頂く可能性があることを伝えました。

6 前記3の久保田乗務員からの要請があった後、当社の福田司氏（以下「福田係員」という。）らは、原告らにマスク等の着用を促すと共に機内の状況を確認するため、本件航空機に向かい、私は、前述したた在羽田旅客責任者への確認等をした後、旅客事務所で待機していました。しかしながら、しばらくしても原告らがマスク等の着用に応じないという状況が変わらなかつたことから、私は派出所に赴いた上で、警察官を伴い、本件航空機に向かいました。

7 午前10時25分頃に本件航空機の機側に着くと、久保田乗務員から、機内の現状とこれまでの経緯等について説明を受けました。その後、私と警察官は、機内から要請があった場合に備え、機側でしばらく待機していたところ、機内で対応に当たっていた福田係員から、警察官の臨場を求めたい旨の要請がありました。

8 そこで、午前10時30分頃、私は、警察官と共に、原告らの座席に向かいました。警察官は、原告らに対し、マスク等の着用は昨今の状況下では常識であり、マスク等を着用しなければ搭乗できないことから、マスク等を着用してほしいと話しかけましたが、高橋氏が、「マスクの着用は要請でありマスクの着用を義務付ける法律はない」、「マスクは着用しない」、「降機は法律上できない」、「法的根拠を示せ」等と大声で述べました。

9 約款14条1項3号によれば、旅客の行為が、(二)「他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」、(ホ)「当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合」及び(チ)

「会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合」に該当すると認められた場合には、会社は、「当該旅客の搭乗を拒絶し、又は寄航地空港で降機させることができず。」と定められています。私は、機内に入る前に久保田乗務員等から共有を受けていた経緯等のほか、上記のとおり警察官の臨場後も原告らがマスク等の着用指示に従わず、また、強い口調での発言、大声での発言、威嚇、撮影等をすることから、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づき搭乗を拒否することを判断しました。

10 午前10時50分頃、久保田乗務員が、原告らに対し、安全阻害行為等の中止命令に係る命令書の記載内容を読み上げた上で交付しました。当該命令の発令を受け、原告は、「今出発しないと間に合わない。マスクを付けるからいいでしょ。」というような発言をしました。しかしながら、既に、原告らの言動により、前記約款の規定に基づき搭乗を拒否せざるを得ない状況が発生しており、また、原告らは既に長時間にわたりこれらの行為に及んでいましたので、この時点においてマスク等を着用しても、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に該当した事実を覆らないばかりか、本件航空機の安全な運航に必要な秩序を回復することは到底できない状況にあると判断されました。このため、私は、原告らに対し、「マスクをつけなければいいというような）そういう問題ではないので搭乗はできない」と述べて、搭乗を拒否する判断をした旨を伝えました。

11 午前10時55分頃、私の発言を受け、高橋氏は原告に対し、「先生そしたら、このまま捕まりましょ。釧路にも良い弁護士知ってますから。」と述べ、これに対し原告は「私は立場上捕まるわけにはいかないから、あなたが。」等と二人で会話をしながら荷物をまとめ、自ら座席

を立って、マスクを着用しないまま降機していきましました。

以上